

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>8の2-2 規則第8条の2第2号に掲げるたな卸資産の評価基準及び評価方法とは、売上原価及び期末たな卸高を算定するために採用したたな卸資産の評価基準及び評価方法をいう。この場合の評価方法とは、例えば、個別法、先入先出法等をいう。</p>	<p>8の2-2 規則第8条の2第2号に掲げるたな卸資産の評価基準及び評価方法とは、売上原価及び期末たな卸高を算定するために採用したたな卸資産の評価基準及び評価方法をいう。この場合の評価方法とは、例えば、個別法、先入先出法、<u>後入先出法</u>等をいう。</p>
<p>8の2-10 規則第8条の2第10号に規定する事項には、<u>のれんの償却方法及び償却期間</u>、支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。</p>	<p>8の2-10 規則第8条の2第10号に規定する事項には、支払利息を資産の取得原価に算入する会計処理の内容等、財務諸表について適正な判断を行うために必要と認められる事項を記載するものとする。</p>
<p>8の7-1 規則第8条の7第1項に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 1～4 (略) <u>5 規則第8条の7第1項第6号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに記載することができる。</u></p>	<p>8の7-1 規則第8条の7第1項第2号から第4号までに規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 1～4 (略) (新設)</p>
<p>8の7-3 規則第8条の7第3項に規定する注記については、次の点に留意する。 1・2 (略) <u>3 規則第8条の7第3項第1号ハに掲げる「当該事業年度における損益」には、保有目的を変更した有価証券に関して計上された当該事業年度の時価評価損益の額を記載することとし、保有目的を変更した後に満期保有目的の債券として償却原価法を適用したことによる金利調整部分等を加減する必要はないこと。</u> 4 (略)</p>	<p>8の7-3 規則第8条の7第3項に規定する注記については、次の点に留意する。 1・2 (略) (新設)  3 (略)</p>
<p>8の17 規則第8条の17から第8条の22まで及び第8条の25に規定する注記とは、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p>	<p>8の17 規則第8条の17から第8条の22まで及び第8条の25に規定する注記とは、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p>
<p>8の17-1-1 規則第8条の17第1項第1号に掲げる「<u>企業結合の概要</u>」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。 <u>1 被取得企業の名称及び事業の内容（事業を取得した場合は、相手企業の名称及び取得した事業の内容）</u> <u>2 企業結合を行った主な理由</u> <u>3 企業結合日</u> <u>4 企業結合の法的形式</u> <u>5 結合後企業の名称</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>6 取得した議決権比率</u> <u>7 取得企業を決定するに至った主な根拠</u></p>	
<p><u>8の17-1-9 規則第8条の17第1項第9号に掲げる注記のうち、繰延税金資産及び繰延税金負債に対するものは、税効果会計の注記に併せて記載できることに留意する。</u></p>	<p><u>8の17-1-11 規則第8条の17第1項第11号に掲げる注記のうち、繰延税金資産及び繰延税金負債に対するものは、税効果会計の注記に併せて記載できることに留意する。</u></p>
<p><u>8の17-1-10 規則第8条の17第1項第10号に掲げる注記のうち、影響の概算額の算定方法には、当該影響の概算額の計算過程における重要な前提条件を含むことに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>8の17-3 規則第8条の17第3項第1号及び第2号に規定する損益情報とは、例えば、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益及び1株当たり当期純損益など、実務的に算定可能な項目をいう。</u></p>	<p><u>8の17-5 規則第8条の17第5項に規定する損益情報とは、例えば、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益及び1株当たり当期純損益など、実務的に算定可能な項目をいう。</u></p>
<p><u>8の18-1 規則第8条の18第1項に規定する事項及び影響額のうち、第8条の17第1項第1号に掲げる事項に準ずる事項には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。</u> <u>1 取得企業の名称及び事業の内容（事業を取得した場合は、相手企業の名称及び事業の内容）</u> <u>2 企業結合を行った主な理由</u> <u>3 企業結合日</u> <u>4 企業結合の法的形式</u> <u>5 結合後企業の名称</u> <u>6 取得された議決権比率</u> <u>7 取得企業を決定するに至った主な根拠</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>8の18-4 規則第8条の18第4項ただし書に規定する連結財務諸表を作成することとなった場合には、逆取得となった企業結合を反映した連結財務諸表を作成する必要があることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>8の19-1-1 8の17-1-1の取扱いは、規則第8条の19第1項第1号において、第8条の17第1項1号に掲げる企業結合の概要に準ずる事項を記載する場合に準用する。この場合において、取得した議決権比率を記載するときは、企業結合直前に所有していた議決権比率、企業結合日に追加取得した議決権比率及び取得後の議決権比率を記載するものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>8の19-2 規則第8条の19第2項ただし書に規定する連結財務諸表を作成することとなった場合は、第1項第2号に規定する差額を反映した連結財務諸表を</u></p>	<p><u>8の19-1-2 規則第8条の19第1項第2号に規定する損益計算書の主な項目とは、売上高、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益及び1株当たり当期純損益をいうことに留意する。</u></p>
<p><u>8の19-2 規則第8条の19第2項ただし書に規定する連結財務諸表を作成することとなった場合は、第1項第2号に規定する差額を反映した連結財務諸表を</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>作成する必要があることに留意する。</u></p>	
<p>8の20-1-1 <u>規則第8条の20第1項第1号に掲げる「取引の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容</u></li> <li>2 <u>企業結合日</u></li> <li>3 <u>企業結合の法的形式</u></li> <li>4 <u>結合後企業の名称</u></li> <li>5 <u>その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）</u></li> </ol>	(新設)
<p>8の21-3 <u>規則第8条の21第3項ただし書に規定する連結財務諸表を作成することとなった場合には、親会社が子会社を吸収合併したものとした連結財務諸表を作成する必要があることに留意する。</u></p>	(新設)
<p>8の22-1-1 <u>規則第8条の22第1項第1号に掲げる「取引の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容</u></li> <li>2 <u>企業結合日</u></li> <li>3 <u>企業結合の法的形式</u></li> <li>4 <u>結合後企業の名称</u></li> <li>5 <u>その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）</u></li> <li>6 <u>共同支配企業の形成と判定した理由</u></li> </ol>	(新設)
<p>8の23-1-1 <u>規則第8条の23第1項第1号に掲げる「事業分離の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>分離先企業の名称</u></li> <li>2 <u>分離した事業の内容</u></li> <li>3 <u>事業分離を行った主な理由</u></li> <li>4 <u>事業分離日</u></li> <li>5 <u>その他取引の概要に関する事項（法的形式を含む。）</u></li> </ol>	(新設)
<p>8の23-1-4 <u>規則第8条の23第1項第4号に規定する損益の概算額には、分離した事業に係る売上高や営業損益が含まれることに留意する。</u></p>	8の23-1-3 <u>規則第8条の23第1項第3号の損益の概算額には、分離した事業に係る売上高や営業損益が含まれることに留意する。</u>
<p>8の24-1 <u>8の20-1-1の取扱いは、規則第8条の24第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。</u></p>	(新設)
<p>8の27-5 <u>貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条の4に規定する後発事象に該当することに留意する。</u></p>	8の27-5 <u>貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条の4に規定する後発事象に該当することに留意する。</u>
<p>8の30 <u>規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記については、次に</u></p>	(新設)

掲げる点に留意する。

- 1 賃貸等不動産には、規則第33条に規定する投資不動産、将来の使用が見込まれていない遊休不動産、その他賃貸の用に供されている不動産が含まれる。
- 2 注記の記載に当たっては、管理状況等に応じて、注記事項を用途別、地域別等に区分して開示することができる。
- 3 物品の製造及び販売、サービスの提供並びに経営管理に使用する部分と賃貸等不動産として使用する部分で構成されている不動産について、賃貸等不動産として使用する部分の時価又は損益を実務上把握することが困難なときは、当該部分を含む不動産全体を対象不動産として注記することができる。
- 4 3の注記をする場合は、賃貸等不動産として使用する部分の時価又は損益を実務上把握することが困難であり、当該部分を含む不動産全体を対象不動産として注記している旨を記載した上で、他の賃貸等不動産とは別に、規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記をする必要がある。

8の30-1-1 規則第8条の30第1項第1号に掲げる「賃貸等不動産の概要」には、主な賃貸等不動産の内容、種類及び場所が含まれることに留意する。 (新設)

8の30-1-2 規則第8条の30第1項第2号の記載に当たっては、次に掲げる点に留意する。 (新設)

- 1 原則として、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額によって注記を行うものとする。ただし、当期末における減価償却累計額及び減損損失累計額を別途記載する場合には、取得原価をもって記載することができる。この場合には、当期末における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額についても記載するものとする。
- 2 貸借対照表計上額に関する期中の変動に重要性がある場合には、その事由及び金額を記載するものとする。

8の30-1-4 規則第8条の30第1項第4号の記載に当たっては、次に掲げる点に留意する。 (新設)

- 1 損益計算書における金額に基づいて注記するものとし、損益計算書において、賃貸等不動産に関して直接把握している損益のほか、管理会計上の数値に基づいて適切に算定した額その他の合理的な方法に基づく金額によって開示することができる。
- 2 賃貸等不動産に係る賃貸収益とこれに係る費用（賃貸費用）による損益、売却損益、減損損失及びその他の損益等を適切に区分して記載するものとする。ただし、重要性が乏しい場合を除く。
- 3 2の損益のうち、収益及び費用については総額によって、賃貸費用については主たる費目に区分して記載することができる。

42の2-2 規則第42条の2第2項に規定する土地再評価法第10条に規定する差額を注記する場合であって、規則第8条の30第1項に規定する賃貸等不動産のうち土地に係る再評価差額がある場合には、重要性が乏しい場合を除き、これらの関係が明確となるように記載する必要があることに留意する。 (新設)

56 規則第56条に規定する企業結合に係る特定勘定には、例えば人員の配置転換や再教育費用、割増（一時）退職金、訴訟案件等に係る偶発債務、工場用地の公害対策や環境整備費用、資産の処分に係る費用など特定の事象に対応した費用又は損失が含まれることに留意する。

58の2 規則第58条の2の規定による手形割引高及び裏書譲渡高の注記については、次の点に留意する。

- 1 受取手形及びその他の手形の割引高又は裏書譲渡高は、割引に付し又は裏書譲渡した当該手形の額面金額を記載するものとする。
- 2 譲渡記録により電子記録債権を譲渡する際（金融資産の消滅を認識する場合に限る。）に、保証記録も行っている場合には1に準じて注記を行うものとする。

90 規則第90条に規定する営業外収益に属する収益とは、受取利息、有価証券利息、受取配当金、仕入割引その他の金融上の収益、有価証券売却益、有価証券評価益及び投資不動産賃貸料等をいう。ただし、規則第95条の2に規定する特別利益に記載することが適当であると認められるものを除く。

121-1-2 規則様式第11号の有形固定資産等明細表の記載に関しては、次の点に留意する。

- 1 規則様式第11号の有形固定資産等明細表に記載すべき減価償却累計額のうち、総合償却の方法による会計処理を行ったため、規則第25条ただし書の規定により貸借対照表に一括して掲記したものについては、減価償却累計額欄に一括して記載することができるものとする。なお、当期償却額欄に記載された償却額のうち、租税特別措置法の規定による特別償却額（普通償却範囲額を超える額）が含まれている場合には、その旨及びその金額を注記するものとする。
- 2 減損損失累計額について、減損損失累計額を減価償却累計額に合算し、減価償却累計額及び減損損失累計額の科目をもって掲記している場合には、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄を「当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額」とすることができるものとする。この場合において、様式第11号（記載上の注意）11の減価償却累計額又は償却累計額に、減損損失累計額が含まれている旨の記載を要しない。
- 3・4 （略）
- 5 規則様式第11号の有形固定資産等明細表に記載すべき無形固定資産の減損損失の金額は、「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載するものとする。

121-1-4 規則様式第13号の借入金等明細表（記載上の注意）第2号にいう特別の条件による利率とは、国内における金融機関の貸付利率の水準に比し著しく差異のあるものをいう。

（新設）

58の2 規則第58条の2の規定により注記すべき受取手形及びその他の手形の割引高又は裏書譲渡高は、割引に付し又は裏書譲渡した当該手形の額面金額を記載するものとする。

90 規則第90条に規定する営業外収益に属する収益とは、受取利息、有価証券利息、受取配当金、仕入割引その他の金融上の収益、有価証券売却益、有価証券評価益、投資不動産賃貸料及び負のれん償却額等をいう。ただし、規則第95条の2に規定する特別利益に記載することが適当であると認められるものを除く。

121-1-2 規則様式第8号の有形固定資産等明細表の記載に関しては、次の点に留意する。

- 1 規則様式第8号の有形固定資産等明細表に記載すべき減価償却累計額のうち、総合償却の方法による会計処理を行ったため、規則第25条ただし書の規定により貸借対照表に一括して掲記したものについては、減価償却累計額欄に一括して記載することができるものとする。なお、当期償却額欄に記載された償却額のうち、租税特別措置法の規定による特別償却額（普通償却範囲額を超える額）が含まれている場合には、その旨及びその金額を注記するものとする。
- 2 減損損失累計額について、減損損失累計額を減価償却累計額に合算し、減価償却累計額及び減損損失累計額の科目をもって掲記している場合には、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄を「当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額」とすることができるものとする。この場合において、様式第8号（記載上の注意）11の減価償却累計額又は償却累計額に、減損損失累計額が含まれている旨の記載を要しない。
- 3・4 （略）
- 5 規則様式第8号の有形固定資産等明細表に記載すべき無形固定資産の減損損失の金額は、「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載するものとする。

121-1-4 規則様式第10号の借入金等明細表（記載上の注意）第2号にいう特別の条件による利率とは、国内における金融機関の貸付利率の水準に比し著しく差異のあるものをいう。

121-1-5 規則様式第14号の引当金明細表における同一の引当金の当期増加額と当期減少額は相殺せずそれぞれ記載するものとする。ただし、法人税法等の取扱いに基づくいわゆる洗替計算による増減額であってその全額が実質的な増加額又は減少額とは認められないものについては、減少額は当期減少額のその他の欄に記載するものとする。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～④ (略)

(削る)

⑤・⑥ (略)

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

①～③ (略)

(削る)

④ (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）及び株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

(2) 損益計算書の記載事項のうち、規則第95条の4及び第95条の5に規定する当期純損益金額と同一内容のものに関する事項

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記

121-1-5 規則様式第11号の引当金明細表における同一の引当金の当期増加額と当期減少額は相殺せずそれぞれ記載するものとする。ただし、法人税法等の取扱いに基づくいわゆる洗替計算による増減額であってその全額が実質的な増加額又は減少額とは認められないものについては、減少額は当期減少額のその他の欄に記載するものとする。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 規則別記1に掲げる建設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～④ (略)

⑤ 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

⑥・⑦ (略)

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

①～③ (略)

④ 規則第97条に規定するのれんと負ののれんの償却額の表示に関する事項

⑤ (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）及び株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

② 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

① 規則第95条の4及び第95条の5に規定する当期純損益金額と同一内容のものに関する事項

② 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記

以外のもは記載を要しないものとする。

①～⑭ (略)

⑮ 規則第8条の29に規定するセグメント情報等の注記

⑯ 規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記

⑰～⑲

(削る)

⑳～㉓ (略)

3 規則別記4に掲げる建設業保証業を営む株式会社が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和27年建設省令第23号)の定めによらず、規則様式第7号により記載するものとする。

4 規則別記5に掲げる第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)及び規則別記17に掲げる投資運用業(金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業のうち、同法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う場合に限る。)を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

① (略)

(削る)

②・③ (略)

(2) 損益計算書の記載事項のうち、関係会社との取引に基づいて発生した収益又は費用に関する事項

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) (略)

(2) 貸借対照表の記載事項のうち、

(削る)

①・② (略)

(3) 損益計算書の記載事項のうち、株式会社にあつては、規則第95条の4及び第95条の5に規定する当期純損益金額と同一内容のものに関する事項

(4) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。ただし、指定法人にあつては、同様式に準じて記載するものとする。

以外のもは記載を要しないものとする。

①～⑭ (略)

(新設)

(新設)

⑮～⑲

⑳ 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんを相殺した場合の注記

㉑～㉓ (略)

3 規則別記4に掲げる建設業保証業を営む株式会社が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則(昭和27年建設省令第23号)の定めによらず、規則様式第4号により記載するものとする。

4 規則別記5に掲げる第一種金融商品取引業(有価証券関連業に該当するものに限る。)及び規則別記17に掲げる投資運用業(金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業のうち、同法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う場合に限る。)を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

① (略)

② 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

③・④ (略)

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

① 関係会社との取引に基づいて発生した収益又は費用に関する事項

② 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項

5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) (略)

(2) 貸借対照表の記載事項のうち、

① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

②・③ (略)

(3) 損益計算書の記載事項のうち、

① 株式会社にあつては、規則第95条の4及び第95条の5に規定する当期純損益金額と同一内容のものに関する事項

② 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項

(4) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。ただし、指定法人にあつては、同様式に準じて記載するものとする。

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑪、⑬、⑭、⑮及び⑯の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

①～⑭（略）

⑮ 規則第8条の29に規定するセグメント情報等の注記

⑯ 規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記

⑰～⑱

（削る）

⑳～㉓

6 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～③（略）

（削る）

④・⑤（略）

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

①・②（略）

（削る）

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。

(4)・(5)（略）

7 規則別記9に掲げる水運業を営む株式会社が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、海運企業財務諸表準則（昭和29年運輸省告示第431号）に規定する様式によらず、規則様式第7号により記載するものとする。

8 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～④（略）

（削る）

⑤・⑥（略）

(2) 損益計算書の記載事項のうち、関係会社との取引に基づいて発生した収益又は費用に関する事項

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

①～⑭（略）

（新設）

（新設）

⑮～⑰

⑱ 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんを相殺した場合の注記

⑲～㉓

6 規則別記7に掲げる民営鉄道業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号。以下「鉄道事業規則」という。）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～③（略）

④ 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

⑤・⑥（略）

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

①・②（略）

③ 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

(4)・(5)（略）

7 規則別記9に掲げる水運業を営む株式会社が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、海運企業財務諸表準則（昭和29年運輸省告示第431号）に規定する様式によらず、規則様式第4号により記載するものとする。

8 規則別記10に掲げる道路運送固定施設業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、自動車道事業会計規則（昭和39年運輸省・建設省令第3号）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

なお、自動車道事業会計規則に規定する損益計算書については、自動車道事業会計規則に規定する様式によらず、おおむね、別紙様式により作成するものとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

①～④（略）

⑤ 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

⑥・⑦（略）

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

① 関係会社との取引に基づいて発生した収益又は費用に関する事項



- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。
- (4) (略)
- 9 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。
- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、  
(削る)  
①・② (略)
- (2) 損益計算書の記載事項のうち、  
①・② (略)  
(削る)
- ③ (略)
- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。
- 10 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。
- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、  
(削る)  
①～③ (略)
- (2) 損益計算書の記載事項のうち、  
①・② (略)  
(削る)
- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。
- 11 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。
- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、  
(削る)  
①～③ (略)
- (2) 損益計算書の記載事項のうち、  
①・② (略)  
(削る)

- ② 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項
- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。
- (4) (略)
- 9 規則別記11に掲げる電気通信業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。
- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、  
① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項  
②・③ (略)
- (2) 損益計算書の記載事項のうち、  
①・② (略)  
③ 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項
- ④ (略)
- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。
- 10 規則別記12に掲げる電気業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。
- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、  
① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項  
②～④ (略)
- (2) 損益計算書の記載事項のうち、  
①・② (略)  
③ 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項
- ④ (略)
- (3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。
- 11 規則別記13に掲げるガス業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。
- (1) 貸借対照表の記載事項のうち、  
① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項  
②～④ (略)
- (2) 損益計算書の記載事項のうち、  
①・② (略)  
③ 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項

③ (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。

12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業を営む株式会社又は指定法人及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則(平成13年内閣府・農林水産省令第16号)、協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成5年大蔵省令第10号)、信用金庫法施行規則(昭和57年大蔵省令第15号)、労働金庫法施行規則(昭和57年大蔵省・労働省令第1号)、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号)又は株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

(2) 損益計算書の記載事項のうち、規則第95条の4及び規則第95条の5に規定する当期純損益金額と同一内容のものに関する事項

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項(指定法人にあっては、⑪、⑲から㉔まで、⑳及び㉑の事項を除く。)に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～⑭ (略)

⑮ 規則第8条の29に規定するセグメント情報等の注記

⑯ 規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記

⑰～⑲

(削る)

⑳～㉓

13 規則別記20に掲げる医業(社会医療法人債を発行し、又は発行しようとする医療法人が行う業務に限る。)を営む指定法人が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号)に規定する様式によらず、規則様式第7号に準じて記載するものとする。

14 規則別記21に掲げる学校設置事業(金融商品取引法施行令第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が行う業務に限る。)を営む指定法人が提出する財

④ (略)

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

12 規則別記14に掲げる中小企業等金融業を営む株式会社又は指定法人及び規則別記15に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則(平成13年内閣府・農林水産省令第16号)、協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成5年大蔵省令第10号)、信用金庫法施行規則(昭和57年大蔵省令第15号)、労働金庫法施行規則(昭和57年大蔵省・労働省令第1号)、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号)又は株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

(1) 貸借対照表の記載事項のうち、

① 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんの表示に関する事項

② 規則第54条の4に規定するたな卸資産及び工事損失引当金の表示に関する事項

(2) 損益計算書の記載事項のうち、

① 規則第95条の4及び規則第95条の5に規定する当期純損益金額と同一内容のものに関する事項

② 規則第97条に規定するのれん及び負ののれんの償却額の表示に関する事項

(3) 株主資本等変動計算書は規則様式第4号により記載するものとする。

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項(指定法人にあっては、⑪、⑲から㉔まで、⑳及び㉑の事項を除く。)に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

①～⑭ (略)

(新設)

(新設)

⑮～⑲

⑳ 規則第54条の2に規定するのれんと負ののれんを相殺した場合の注記

㉑～㉓

13 規則別記20に掲げる医業(社会医療法人債を発行し、又は発行しようとする医療法人が行う業務に限る。)を営む指定法人が提出する財務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年厚生労働省令第38号)に規定する様式によらず、規則様式第4号に準じて記載するものとする。

14 規則別記21に掲げる学校設置事業(金融商品取引法施行令第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が行う業務に限る。)を営む指定法人が提出する財

務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）に規定する様式によらず、規則様式第7号に準じて記載するものとする。

務諸表のうち、株主資本等変動計算書については、規則第2条ただし書の規定により、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）に規定する様式によらず、規則様式第4号に準じて記載するものとする。

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>5の3 規則第5条第3項に規定する当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合とは、同項第1号及び第2号に掲げる会社等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対する負担になると見込まれるもので重要なものがある場合をいう。この場合において、同項の規定による注記は、例えば、当該会社等が更生会社であるときは、更生手続の遂行の状況及び当該会社等の財政の状態等が連結会社の当該子会社に対する投資又は債権等に与える影響等を、当該会社等が破産会社であるときは、破産手続の進行の状況及び残余財産の分配等の連結会社への影響等を記載するものとする。</p>	<p>5の3 規則第5条第3項に規定する当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合とは、同項第1号及び第2号に掲げる会社等の財政又は経営の状態からみて、連結会社の財政又は経営上の負担になると見込まれるもので重要なものがある場合をいう。この場合において、同項の規定による注記は、例えば、当該会社等が更生会社であるときは、更生手続の遂行の状況及び当該会社等の財政の状態等が連結会社の当該子会社に対する投資又は債権等に与える影響等を、当該会社等が破産会社であるときは、破産手続の進行の状況及び残余財産の分配等の連結会社への影響等を記載するものとする。</p>
<p>15の12 規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19及び第15条の21に規定する注記とは、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p>	<p>15の12 規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19及び第15条の21に規定する注記とは、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p>
<p>15の12-1-1 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1</u>の取扱いは、規則第15条の12第1項第1号に掲げる「<u>企業結合の概要</u>」に係る注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>15の12-1-10 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-9</u>の取扱いは、規則第15条の12第1項第10号に規定する取得原価に係る配分額の注記について準用する。</p>	<p>15の12-1-11 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-11</u>の取扱いは、規則第15条の12第1項第11号に規定する取得原価の配分額の注記について準用する。</p>
<p>15の12-1-11 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-10</u>の取扱いは、規則第15条の12第1項第11号に規定する影響の概算額及びその算定方法の注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>15の12-3 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の17-3</u>の取扱いは、規則第15条の12第3項第1号及び第2号に規定する損益情報の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の17-3中「<u>税引前当期純損益</u>」とあるのは「<u>税金等調整前当期純損益</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>15の12-3 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の17-5</u>の取扱いは、規則第15条の12第3項に規定する損益情報の注記について準用する。</p>
<p>(削る)</p>	<p>15の13 <u>持分プーリング法が適用される企業結合において、当連結会計年度以前の連結会計年度開始の日に企業結合が行われたと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記することを妨げない。</u></p>

15の14 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第15条の14において準用する財務諸表等規則第8条の20第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。	(新設)
15の15 財務諸表等規則ガイドライン8の22-1-1の取扱いは、規則第15条の15において準用する財務諸表等規則第8条の22第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。	(新設)
15の16-1-1 財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-1の取扱いは、規則第15条の16第1項第1号に掲げる「事業分離の概要」に係る注記について準用する。	(新設)
15の16-1-2 規則第15条の16第1項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」には、段階取得に係る損益の金額、持分変動差額の金額及び会計処理が含まれることに留意する。	(新設)
15の16-1-4 財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-4の取扱いは、規則第15条の16第1項第4号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。	15の16-1-4 財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-3の取扱いは、規則第15条の16第1項第4号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。
15の18-1-1 規則第15条の18第1項第1号に掲げる「子会社が行った企業結合の概要」には、次に掲げる事項が含まれることに留意する。 1 子会社を含む各結合当事企業の名称及び当該事業の内容 2 企業結合を行った主な理由 3 企業結合日 4 取引の概要（法的形式を含む。）	(新設)
15の18-1-2 規則第15条の18第1項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」には、段階取得に準じた処理の結果認識された損益の金額が含まれることに留意する。	(新設)
15の24 財務諸表等規則ガイドライン8の30から8の30-1-4までの取扱いは、規則第15条の24に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-4中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と読み替えるものとする。	(新設)
34の2 財務諸表等規則ガイドライン42の2-2の取扱いは、規則第34条の2に規定する土地再評価法の規定による事業用土地の再評価に関する注記について準用する。	(新設)
65-3 規則第65条第3項に規定する金額は、少数株主がある連結子会社の連結会計年度に対応する期間に係る法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税を控除した後の当期純利益又は当期純損失のうち、	65-1-3 規則第65条第1項第3号の項目の金額は、少数株主がある連結子会社の連結会計年度に対応する期間に係る法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税を控除した後の当期純利益又は当期純損失

少数株主の持分に属する金額を記載する。

のうち、少数株主の持分に属する金額を記載する。

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>5の10 規則第5条の10から第5条の13まで及び第5条の16に規定する注記とは、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1から8の17-3までの取扱いは、規則第5条の10に規定する取得による企業結合が行われた場合の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の17-3中「<u>税引前当期純損益</u>」とあるのは「<u>税引前中間純損益</u>」と、「<u>当期純損益</u>」とあるのは「<u>中間純損益</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>5の10 規則第5条の10から第5条の13まで及び第5条の16に規定する注記とは、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-11及び8の17-5の取扱いは、規則第5条の10に規定する<u>取得原価の配分額及び損益情報の注記</u>について準用する。</p>
<p>5の11-1 規則第5条の11第1項において財務諸表等規則第8条の18を準用する場合は次の点に留意する。</p> <p>1 財務諸表等規則ガイドライン8の18-1の取扱いは、規則第5条の11において準用する財務諸表等規則第8条の18第1項に規定する事項及び影響額のうち、財務諸表等規則第8条の17第1項第1号に掲げる事項に準ずる事項を記載する場合について準用する。</p> <p>2 財務諸表等規則ガイドライン8の18-4の取扱いは、規則第5条の11において準用する財務諸表等規則第8条の18第4項ただし書に規定する中間連結財務諸表を作成することとなった場合の取扱いについて準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の18-4中「<u>連結財務諸表</u>」とあるのは「<u>中間連結財務諸表</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>5の11 財務諸表等規則ガイドライン8の19-1-2の取扱いは、規則第5条の11に規定する合併に持分プーリング法を適用した場合の注記について準用する。</p>
<p>5の11-2 財務諸表等規則ガイドライン8の19-1-1の取扱いは、規則第5条の11第2項において財務諸表等規則第8条の19を準用する場合の取扱いについて、準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5の12 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第5条の12において準用する財務諸表等規則第8条の20第1項第1号に掲げる「<u>取引の概要</u>」に係る注記について準用し、財務諸表等規則ガイドライン8の21-3の取扱いは、規則第5条の12において準用する財務諸表等規則第8条の21第3項ただし書に規定する中間連結財務諸表を作成することとなった場合の取扱いについて準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の21-3中「<u>連結財務諸表</u>」とあるのは「<u>中間連結財務諸表</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>5の13 財務諸表等規則ガイドライン8の22-1-1の取扱いは、規則第5条の13において準用する財務諸表等規則第8条の22第1項第1号に掲げる「<u>取引の概要</u>」に係る注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>

<p>5の14 規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-1及び8の23-1-4の取扱いは、規則第5条の14において準用する財務諸表等規則第8条の23に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。</p> <p>5の18-6 中間貸借対照表日後に継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第5条の2に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。</p> <p>5の21 財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第5条の21において準用する財務諸表等規則第8条の30に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「当期末」とあるのは「当中間期末」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。</p>	<p>5の14 規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する注記とは、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-3の取扱いは、規則第5条の14に規定する分離した事業に係る注記について準用する。</p> <p>5の18-6 中間貸借対照表日後に継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第5条の2に規定する後発事象に該当することに留意する。</p> <p>(新設)</p>
---	---



○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>17の4 規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11及び第17条の13に規定する注記とは、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1から8の17-3までの取扱いは、規則第17条の4に規定する取得による企業結合が行われた場合の注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の17-3中「<u>税引前当期純損益</u>」とあるのは「<u>税金等調整前中間純損益</u>」と、「<u>当期純損益</u>」とあるのは「<u>中間純損益</u>」と、「<u>1株当たり当期純損益</u>」とあるのは「<u>1株当たり中間純損益</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>17の4 規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11及び第17条の13に規定する注記とは、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語は、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん、条件付取得対価及び支配等の用語をいうものとする。</p> <p>また、財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-11及び8の17-5の取扱いは、規則第17条の4に規定する<u>取得原価の配分額及び損益情報の注記</u>について準用する。</p> <p>17の5 <u>連結財務諸表規則ガイドライン15の13の取扱いは、規則第17条の5に規定する持分プーリング法を適用した場合の注記について準用する。</u></p>
<p>17の6 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第17条の6において準用する財務諸表等規則第8条の20第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>17の8 規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する注記とは、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。</p> <p>また、<u>連結財務諸表規則ガイドライン15の16-1-1から15の16-1-4までの取扱いは、規則第17条の8において準用する連結財務諸表規則第15条の16に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。</u></p>	<p>17の8 規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する注記とは、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。</p> <p>また、<u>財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-3の取扱いは、規則第17条の8に規定する分離した事業に係る注記について準用する。</u></p>
<p>17の10 <u>連結財務諸表規則ガイドライン15の18-1-1及び15の18-1-2の取扱いは、規則第17条の10において準用する連結財務諸表規則第15条の18第1項第1号に掲げる「子会社が行った企業結合の概要」及び同項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」に係る注記について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>17の16 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の30及び8の30-1-2の取扱いは、規則第17条の16において準用する連結財務諸表規則第15条の24に規定する賃貸等不動産に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の30-1-2中「<u>当期末</u>」とあるのは「<u>当中間期末</u>」と、「<u>貸借対照表</u>」とあるのは「<u>中間連結貸借対照表</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>6 規則第6条に規定する簡便な会計処理とは、例えば、次に掲げる方法による会計処理をいう。 1～6 (略) (削る)</p> <p>7 (略)</p> <p>7 規則第7条に規定する四半期財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「四半期財務諸表に関する会計基準」にいう四半期特有の会計処理(原価差異の繰延処理及び税金費用の計算)をいうものとする。</p> <p>15 規則第15条から第18条までに規定する注記は、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、<u>企業結合日</u>、<u>のれん及び支配等の用語</u>は、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」に定める<u>企業結合日</u>、<u>のれん及び支配等の用語</u>をいうものとする。</p> <p>15-1-1 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1の取扱いは、規則第15条第1項第1号に掲げる「企業結合の概要」に係る注記について準用する。</u></p> <p>16 規則第16条に規定する逆取得となる企業結合が行われた場合の注記については、次に掲げる点に留意する。 1 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の18-1の取扱いは、規則第16条に規定する注記のうち、規則第15条第1項第1号に掲げる事項に準ずる事項を記載する場合について準用する。</u> 2 <u>四半期連結財務諸表を作成することとなった場合には、逆取得となった企業結合を反映した連結財務諸表を作成する必要がある。</u></p> <p>17 規則第17条に規定する共通支配下の取引等の注記については、次に掲げる点に留意する。 1 <u>財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第17条第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。</u> 2 <u>四半期連結財務諸表を作成することとなった場合には、子会社が親会社を吸収合併することとなった企業結合を反映した四半期連結財務諸表を作成する必要がある。</u></p>	<p>6 規則第6条に規定する簡便な会計処理とは、例えば、次に掲げる方法による会計処理をいう。 1～6 (略) 7 <u>持分プーリング法の適用に伴う内部取引の相殺消去</u> <u>持分の結合と判定された企業結合の会計処理において、企業結合のみなし結合日(企業結合年度の期首)から企業結合日前日までの取引及びそれらから生じた損益を消去する際に、合理的な見積りによる概算額で消去する方法等</u> 8 (略)</p> <p>7 規則第7条に規定する四半期財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「四半期財務諸表に関する会計基準」にいう四半期特有の会計処理(原価差異の繰延処理、後入先出法における売上原価修正、税金費用の計算)をいうものとする。</p> <p>15 規則第15条から第18条までに規定する注記は、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」が適用される場合に記載されるものであることに留意する。<u>企業結合日</u>、<u>のれん及び支配等の用語</u>は、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」に定める<u>企業結合日</u>、<u>のれん及び支配等の用語</u>をいうものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>16 <u>持分プーリング法が適用される企業結合において、当事業年度以前の事業年度開始の日に企業結合が行われたと仮定した場合の当四半期会計期間における四半期累計期間に係る四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記することを妨げない。</u></p> <p>(新設)</p>

19 規則第19条及び第20条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。

また、財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-1及び8の23-1-4の取扱いは、規則第19条に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。

21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。

1～5 (略)

6 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条に規定する重要な後発事象に該当することに留意する。

7 (略)

19 規則第19条及び第20条に規定する注記は、「事業分離等に関する会計基準」が適用される場合に記載するものであることに留意する。事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「事業分離等に関する会計基準」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。

また、財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-3の取扱いは、規則第19条第1項第3号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。

21 規則第21条に規定する継続企業の前提に関する注記については、次の点に留意する。

1～5 (略)

6 四半期貸借対照表日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす場合には、当該事象又は状況は規則第8条に規定する後発事象に該当することに留意する。

7 (略)

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>12 規則第12条に規定する四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「<u>四半期財務諸表に関する会計基準</u>」にいう四半期特有の会計処理（原価差異の繰延処理及び税金費用の計算）をいうものとする。</p>	<p>12 規則第12条に規定する四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、「<u>四半期財務諸表に関する会計基準</u>」にいう四半期特有の会計処理（原価差異の繰延処理、<u>後入先出法における売上原価修正</u>、税金費用の計算）をいうものとする。</p>
<p>20 規則第20条から第23条まで及び第26条に規定する注記とは、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん及び支配等の用語は、「<u>企業結合に関する会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん及び支配等の用語をいうものとする。</p>	<p>20 規則第20条から第23条まで及び第26条に規定する注記とは、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、企業結合日、のれん及び支配等の用語は、「<u>企業結合に係る会計基準</u>」に定める企業結合日、のれん及び支配等の用語をいうものとする。</p>
<p><u>20-1-1 財務諸表等規則ガイドライン8の17-1-1の取扱いは、規則第20条第1項第1号に掲げる「企業結合の概要」に係る注記について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>21 四半期財務諸表等規則ガイドライン16の1の取扱いは、規則第21条第1項において規則第20条第1項第1号に規定する事項に準ずる事項を注記する場合について準用する。</u></p>	<p><u>21 四半期財務諸表等規則ガイドライン16の取扱いは、規則第21条に規定する持分プーリング法を適用した場合の注記について準用する。</u></p>
<p><u>22-1-1 財務諸表等規則ガイドライン8の20-1-1の取扱いは、規則第22条第1項第1号に掲げる「取引の概要」に係る注記について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>24 規則第24条及び第25条に規定する注記は、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 また、<u>連結財務諸表等規則ガイドライン15の16-1-1から15の16-1-4までの取扱いは、規則第24条に規定する事業分離における分離元企業の注記について準用する。この場合において、連結財務諸表規則ガイドライン15の16-1-2中「持分変動差額の金額」とあるのは「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第19条第1項第2号に掲げる事項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>24 規則第24条及び第25条に規定する注記は、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」が適用される場合の注記とし、事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語は、「<u>事業分離等に関する会計基準</u>」に定める事業分離日、移転損益及び継続的関与等の用語をいうものとする。 また、<u>財務諸表等規則ガイドライン8の23-1-3の取扱いは、規則第24条第1項第3号に規定する分離した事業に係る注記について準用する。</u></p>
<p>26 <u>連結財務諸表規則ガイドライン15の18-1-1及び15の18-1-2の取扱いは、規則第26条において準用する連結財務諸表規則第15条の18第1項第1号に掲げる「子会社が行った企業結合の概要」及び同項第2号に掲げる「実施した会計処理の概要」に係る注記について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

○ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p data-bbox="152 325 1111 413" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">このガイドラインは、財務諸表等の監査証明に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p> <p data-bbox="152 464 1111 708">5-4 第1号様式記載上の注意(4) c 及び(7) d の規定により付記する「特に重要な連結子会社」には、親会社が持株会社である場合において実質的に中核的業務を行っている連結子会社、連結財務諸表規則第15条の2に規定するセグメント情報における一のセグメントに係る売上高の大宗を占めている連結子会社その他実質的に連結財務諸表の主要な構成要素となる連結子会社が含まれることに留意する。なお、連結子会社の監査報酬及び監査日数等は欄外又は別に欄を設けて記載することとし、記載する連結子会社が複数ある場合には、個々の連結子会社について区分して記載することもできることに留意する。</p>	<p data-bbox="1144 341 1218 368">(新設)</p> <p data-bbox="1144 464 2098 735">5-4 第1号様式記載上の注意(4) c 及び(7) d の規定により付記する「特に重要な連結子会社」には、親会社が持株会社である場合において実質的に中核的業務を行っている連結子会社、連結財務諸表規則第15条の2に規定する事業の種類別セグメント情報における一のセグメントに係る売上高の大宗を占めている連結子会社その他実質的に連結財務諸表の主要な構成要素となる連結子会社が含まれることに留意する。なお、連結子会社の監査報酬及び監査日数等は欄外又は別に欄を設けて記載することとし、記載する連結子会社が複数ある場合には、個々の連結子会社について区分して記載することもできることに留意する。</p>

○ 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>4-1 内部統制府令第1号様式記載上の注意(4)又は第2号様式記載上の注意(4)に規定する最高財務責任者については、次の点に留意する。</p> <p>1 会社が、会社内部における役職のいかんにかかわらず、財務報告に関し代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいい、単に財務を担当している者は、含まない。</p> <p>2 会社が、最高財務責任者を定めていない場合には、「内部統制報告書の最高財務責任者の役職氏名」への記載は要しない。</p> <p>7-3 内部統制府令第7条の規定に基づいて、財務諸表監査における監査報告書と内部統制監査報告書が合わせて作成されている場合には、当該統合された監査報告書及び内部統制監査報告書は、有価証券報告書の連結財務諸表（連結財務諸表を作成していない場合にあつては、財務諸表）のみに添付することとし、内部統制報告書には添付しないことに留意する。</p> <p>21-1 内部統制府令第21条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。ただし、内部統制府令第6条第1項第3号を「財務報告に係る有効な内部統制が維持されているかどうかについての意見」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>4-1 内部統制府令第1号様式記載上の注意(4)又は第2号様式記載上の注意(4)に規定する最高財務責任者は、会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者を定めている場合における当該者をいい、単に財務を担当している者は、含まないことに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>21-1 内部統制府令第21条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。</p>

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第7条（訂正届出書の提出）関係</p> <p>（自発的訂正届出書の提出を必要とする事項）</p> <p>7-1 法第7条に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。</p> <p>① （略）</p> <p>② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合</p> <p>7-7 法第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力が生じた後、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第七条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。</p> <p>ただし、法第四条第三項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときには、これによらないことができるものとする。</p> <p>① 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合</p> <p>②～⑱ （略）</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>法第7条（訂正届出書の提出）関係</p> <p>（自発的訂正届出書の提出を必要とする事項）</p> <p>7-1 法第7条に規定する「届出書類の記載すべき重要な事項の変更」とは、例えば次のような場合に該当することをいう。</p> <p>① （略）</p> <p>② 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態及び<u>経営成績</u>の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合</p> <p>7-7 法第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力が生じた後、例えば次に掲げるような事情がある場合には、法第七条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。</p> <p>ただし、法第四条第三項に規定する「有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対して行われる場合」でやむを得ない事情があるときには、これによらないことができるものとする。</p> <p>① 「新規発行による手取金の使途」、「事業等のリスク」、「財政状態及び<u>経営成績</u>の分析」、「重要な設備の新設、拡充、改修、除却又は売却等の計画」等について投資判断に重要な影響を及ぼすような変更があった場合</p> <p>②～⑱ （略）</p>